

令和2年11月18日  
(令和3年3月11日改訂)  
(令和3年3月22日改訂)  
(令和3年4月12日改訂)

## 北海道大学新型コロナウイルス感染症対策本部

### 北海道大学の行動指針レベル2における基本的行動及び各行動の運用・詳細

令和2年11月18日から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針（以下「行動指針）」をレベル1からレベル2へ引き上げます。

これに伴い、本学構成員が感染予防および感染拡大防止の観点から行う基本的行動と「行動指針」に定める各行動の運用や詳細を示します。

なお、政府や北海道からの要請、今後の感染状況等を踏まえ、各行動の運用・詳細は適宜見直すこととします。

#### 1. 基本的行動

- 基本的な感染拡大防止対策として、「人と人の距離の確保」「マスクの着用、咳エチケット」「手洗いなどの手指衛生」を徹底する。
- 感染拡大のリスクがある「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」の環境を避けるとともに、屋内ではたとえ気温が低い場合であっても、十分な換気を行う。
- 「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。
- 特に、今年の年度末・年度始めにあたっては、歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会等については控える。
- 大人数での会食が避けられない場合は卒業旅行などの旅行を控える、あるいは延期を検討する。また、なるべく混雑しない平日の間での行動を検討する。
- 自身の体調を管理し、発熱等の風邪の症状がある場合は、登校・出勤を行わない。
- 感染拡大地域への訪問は、行先などを慎重に検討する。緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える。
- 海外渡航については、外務省の感染危険情報のレベル3は渡航不可、レベ

ル2についても原則渡航不可とする。

- 国や北海道等から移動・行動等に関する要請があった場合は、要請に準じた行動を行う。
- 利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待される「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を適宜活用する。
- その他の感染拡大防止対策の詳細については、「新型コロナウイルス感染予防について」（新型コロナウイルス感染症教職員向けページ：<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/staff.html>）を参照。

## 2. 「行動指針」に定める各行動の運用・詳細

### (1) 研究活動

- 研究活動は、感染拡大に最大限配慮して行う。
- 研究室等での研究活動は、最低限の滞在時間となるように計画を立てて行う。
- フィールド実習など学外等での研究活動は、「1. 基本的行動」に留意して行う。
- 上記のほか、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に基づき、「研究活動における感染防止のための確認事項」（本学ホームページ URL：<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/researchers.html>）に留意する。

### (2) 授業（講義・演習・実験・実習）

- 授業科目ごとの感染拡大防止対策を確認した上で、教室等において、「三密」を回避し十分な対策を講じていると部局長が判断する授業については対面で実施することができることとし、それ以外の授業についてはオンラインで実施する。  
なお、やむを得ない事情により受講が困難な学生に対しては代替措置も講じるものとする。
- ※ 学部・学院等によっては、それぞれの教育の特性等により、上記取扱いとは異なる場合がある。
- 各種の入学者選抜については、感染症拡大防止措置を講じた上で、原則として募集要項に記載のとおり実施する。なお、変更があった際には速やかに学内外に公表する。

### (3) 学生の課外活動

<北海道が定める警戒ステージが4以上の場合>

~~○ 学生の課外活動（Webを利用した活動を除く）を全面禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖する。~~

＜北海道が定める警戒ステージが3以下の場合＞

○ 本学が策定した「課外活動及び課外活動施設利用時の感染拡大防止対策の指針」に基づき活動計画を提出し、許可を受けた学生団体については、**屋内外の団体練習を認める。**練習等の活動を認める。ただし、北海道が定める警戒ステージが、北海道又は札幌市のいずれか（函館キャンパスについては、北海道のみ）においてステージ3の場合は、~~1グループにつき5人以下の練習等の活動に制限する。~~

○ 課外活動施設（屋内施設）については、施設ごとに定めた利用人数制限の範囲内で利用可能とする。

○ 大会等については、当該大会等の感染防止対策が適切に取られていることや参加人数を必要最小限とすること等の一定の条件を満たし、支障がないと認められるものについては、顧問教員からの申請により許可する。練習試合や市外・道外への遠征（大会・公演以外のもの）については、大会等と同様の条件を満たすものについて、顧問教員からの申請により必要最小限の範囲で許可する。ただし、都道府県知事の要請内容により、活動地域を限定する場合がある。

○ 合宿は当面禁止とする。

○ 学生団体の参加者の中から感染者または感染が疑われる者を確認した場合は、当該学生団体の活動を停止する。ただし、本学において5人以上の学生のクラスターが発生した場合、その他本学が必要と認める場合は、全ての学生団体の課外活動を停止とする場合がある。

~~○ 活動地域については札幌市及びその近郊地域（函館キャンパスにおいては、函館市及びその近郊地域）に限定し、宿泊を伴う活動は原則として禁止する。大会等への参加、合宿、道外への遠征は一切禁止とする。~~

~~○ 課外活動施設については、一部の屋内施設を除き、利用人数を制限した上で利用を可能とする。~~

~~○ 本学において5人以上の学生のクラスターが発生した場合及び北海道内又は札幌市内の感染状況が悪化したと本学が認める場合には、北海道が定める警戒ステージの状況にかかわらず、課外活動を全面禁止とする。~~

○ 活動の前後を含め、学生団体としての飲食を伴う会合は禁止する。集団での飲食が発覚した場合には、当該学生団体を活動停止とする。

#### (4) 勤務体制

- 教員については、各部局等の実情を踏まえて、レベル2に伴う教育研究活動の維持に支障のない範囲で在宅勤務を実施する。その他の職員については、人との接触を低減するため、在宅勤務者の割合を3分の1程度とする。（「新型コロナウイルス感染症の感染防止及び事業継続のための教職員の在宅勤務の実施について（令和2年4月17日海第秘第222号）」参照。）
- 公共交通機関を利用して通勤する者の感染リスクを低減するため、引き続き、時差出勤を活用する。
- 教職員の多数感染時に備え、業務の洗い出しによる優先順位の高い業務の選定、教職員が出勤できない場合の業務継続、やむを得ず業務を休止せざるを得ない場合に対外的影響を最小限にする方策について検討する。

#### (5) 会議等（研修、説明会を含む）

- 原則、オンライン会議やメール等による書面審議とする。
- やむを得ず対面により行う場合は、「出席者は最小限」「オンラインを併用」「広い部屋で出席者の距離を十分確保」「小まめな換気」「アルコール消毒液の設置」等の感染拡大防止対策を徹底する。

#### (6) 学外者のキャンパス入構

- 感染拡大防止措置を講じた上で入構を可能とする。

#### (7) その他

- 附属図書館は、引き続き感染予防対策を講じた上で開館する。
- イベント等の開催
  - ① イベント等は、原則、Web会議ツール等を活用したオンライン開催とする。
  - ② やむを得ず対面により開催する場合は、「三つの密が発生しない座席配置」「人と人との距離の確保」「室内の換気」「手指の消毒、マスク着用」「参加者名簿の作成」等の感染対策を講じた上で、部屋の収容人数の50%以内とすること。（北海道の定める上限人数内とすること）
    - ※ 学外者が本学施設を使用する場合においても、同様の対応を要請すること。
  - ③ 全国的かつ大規模なイベント等は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。

- ④ 不特定多数の者が利用する施設やイベント等は、北海道が推奨する「北海道コロナ通知システム」を適宜活用する。
- 保健センターを会場とする健康診断、健康診断追加項目、再検査は実施しない（レベル1以下の段階で実施予定）。